

観光振興事業費補助金  
(廃屋撤去・再生による地方温泉地等のまちづくり支援事業)  
交付要綱(案)

令和●年●月●日 観参第●号

(通則)

第1条 観光振興事業費補助金(廃屋撤去・再生による地方温泉地等のまちづくり支援事業)(以下「補助金」という。)の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、温泉街の中心地などで廃旅館等を撤去・減築し、新たな旅館の再生を行う事業を支援することで、旅館等の再生を契機とした「まちのにぎわい再生」「地方誘客の促進」を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「観光振興事業費補助金(廃屋撤去・再生による地方温泉地等のまちづくり支援事業)」とは、前条の目的を達成するため、中心地における廃旅館等の堅牢な建築物の撤去・減築の実施に要する経費に充てるなど、この要綱に定めるところに従い国が補助する補助金をいう。
- 二 「補助対象事業」とは、廃屋撤去・再生による地方温泉地等のまちづくりに資する事業をいう。
- 三 「補助対象事業者」とは、観光庁が別に定める公募要領に基づき特定された民間団体等であり、観光振興事業費補助金(廃屋撤去・再生による地方温泉地等のまちづくり支援事業)の交付を受けて補助対象事業を実施する者をいう。

(交付の対象等)

第4条 国土交通大臣(以下「大臣」という。)は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。ただし、別紙1「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者については、補助金の交付対象としない。

2 この補助金の補助対象事業者、補助対象経費、補助率等及び金額の額の確定方法は、別紙2に定めるものとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、速やかに様式第1による「観光振興事業費補助金(廃屋撤去・再生による地方温泉地等のまちづくり支援事業)交付申請書」(以下「交付申請書」という。)及び関係書類を大臣に提出しなければならない。

2 交付申請者は、前項の交付申請書を提出するに当たって、様式第2による「観光振興事業

費補助金（廃屋撤去・再生による地方温泉地等のまちづくり支援事業）の消費税等の額の取扱いについて」により、課税事業者、簡易課税事業者、免税事業者の事業者種別等を明らかにするとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して様式第1による申請をしなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付の決定及び通知）

第6条 大臣は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、様式第3による「観光振興事業費補助金（廃屋撤去・再生による地方温泉地等のまちづくり支援事業）交付決定通知書」により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（交付決定の変更等の申請）

第7条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、次項に規定する軽微な変更を除き、様式第4による「観光振興事業費補助金（廃屋撤去・再生による地方温泉地等のまちづくり支援事業）交付決定変更申請書」（以下「交付決定変更申請書」という。）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一 補助対象経費の配分について変更する場合

二 補助対象事業の内容を変更する場合

2 前項の軽微な変更とは、次の各号に該当するものをいう。

一 補助対象事業の目的達成のために、別紙2に掲げる事業について、相互間の弾力的な遂行のために必要と考えられる場合

二 補助対象事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助対象事業者の創意工夫により事業計画の変更を認めることが、より効果的に補助対象事業の目的達成に資するものと考えられる場合

三 補助目的及び事業の遂行に関係ない事業計画の細部変更である場合

四 補助対象経費の配分について、それぞれの配分額の10%以内の変更である場合

3 前項の軽微な変更をしたときは、様式第5による「観光振興事業費補助金（廃屋撤去・再生による地方温泉地等のまちづくり支援事業）交付決定軽微変更届出書」を速やかに大臣に届け出なければならない。

（交付決定の変更及び通知）

第8条 大臣は、前条第1項の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、様式第6による「観光振興事業費補助金（廃屋撤去・再生による地方温泉地等のまちづくり支援事業）交付決定変更通知書」により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第9条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内に、様式第7による「観光振興事業費補助金（廃屋撤去・再生による地方温泉地等のまちづくり支援事業）交付申請取下

届出書」を大臣に提出しなければならない。

(補助対象事業者の変更届出)

第10条 補助対象事業者は、住所若しくは名称又は代表者の氏名に変更があった場合には、様式第8による「観光振興事業費補助金（廃屋撤去・再生による地方温泉地等のまちづくり支援事業）補助対象事業者等の変更届出書」を速やかに大臣に提出しなければならない。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、様式第9による「観光振興事業費補助金（廃屋撤去・再生による地方温泉地等のまちづくり支援事業）補助対象事業中止（廃止）承認申請書」を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第12条 大臣は、補助対象事業の遂行状況について、必要があると認められるときは様式第10による「観光振興事業費補助金（廃屋撤去・再生による地方温泉地等のまちづくり支援事業）補助対象事業遂行状況報告書」（以下「遂行状況報告書」という。）を求め、調査することができる。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、遂行状況報告書にその理由を付して事業年度の2月末日までに大臣に提出しなければならない。

3 補助対象事業者は、前二項の規定にかかわらず、大臣の要求があったときは、速やかに補助対象事業の遂行状況について報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して一月を経過した日までに様式第11-1による「観光振興事業費補助金（廃屋撤去・再生による地方温泉地等のまちづくり支援事業）補助対象事業完了実績報告書」（以下「完了実績報告書」という。）に必要な応じて参考となる資料を添えて大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合は、翌年度4月1日までに様式第11-2による「観光振興事業費補助金（廃屋撤去・再生による地方温泉地等のまちづくり支援事業）補助対象事業年度終了実績報告書」に必要な応じて参考となる資料を添えて大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 大臣は、前条第1項の規定による完了実績報告書の提出があったときは、これを審査し、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、別紙2に定めるところにより、交付すべき補助金の額を確定し、様式第12による「観光振興事業費補助金（廃屋撤去・再生による地方温泉地等のまちづくり支援事業）額の確定通知書」により補助対象事業者に通知するものとする。なお、第16条第1項ただし書による概算払の支払額が本条による交付すべき補助金の額を上回る場合は、次条第2項及び第4項の規定を準用する。

(交付決定の取消及び補助金の返還命令)

第15条 大臣は、第11条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助対象事業者が、法令、本要綱又は本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
  - 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合
  - 四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
  - 五 間接補助事業者が、法令に違反又は間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
- 2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 大臣は、第1項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。
  - 4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (補助金の支払)

- 第16条 大臣は、第14条の規定により補助すべき補助金の額を確定した後に、補助対象事業者に対して補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、概算払をすることができる。
- 2 補助対象事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、様式第13-1による「観光振興事業費補助金（廃屋撤去・再生による地方温泉地等のまちづくり支援事業）概算払請求書」又は様式第13-2による「観光振興事業費補助金（廃屋撤去・再生による地方温泉地等のまちづくり支援事業）支払請求書」を大臣に提出しなければならない。なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

#### (消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第17条 補助対象事業者は、補助対象事業の完了（大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。）後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、様式第14による「観光振興事業費補助金（廃屋撤去・再生による地方温泉地等のまちづくり支援事業）の消費税等の額の確定に伴う報告書」を速やかに大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告があったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、納期日までに納付がない場合は、未納金の額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

#### (取得財産等の管理等)

- 第18条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。
- 2 補助対象事業者は、取得財産等について、様式第15による「観光振興事業費補助金（廃

屋撤去・再生による地方温泉地等のまちづくり支援事業) 取得財産管理台帳」を備え、管理しなければならない。

(財産の帰属等)

第19条 補助対象事業を実施することにより財産権が発生した場合は、その権利は補助対象事業者に帰属する。

(財産の処分の制限)

第20条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加価格が単価50万円以上の機器、備品及びその他財産とする。処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件(平成22年国土交通省告示第505号。以下「財産処分告示」という。)に定めた期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の承認を受けようとするときは、様式第16による「観光振興事業費補助金(廃屋撤去・再生による地方温泉地等のまちづくり支援事業) 補助対象事業財産処分等承認申請書」を大臣に提出しなければならない。この場合において、当該取得財産等を処分することにより収入がある場合には、様式第17による「観光振興事業費補助金(廃屋撤去・再生による地方温泉地等のまちづくり支援事業) 補助対象事業財産処分等収入金報告書」を大臣に提出し、大臣の請求に応じてその収入の全部又は一部を国に納付しなければならない。

3 取得財産等のうち処分を制限する財産は、財産処分告示に定めた財産とする。

(補助対象事業に関する書類の保存)

第21条 補助対象事業者は、補助対象事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿、証拠書類及び補助対象事業に関する書類を事業完了の属する年度の翌年度から5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しなければならない。

(契約等)

第22条 補助対象事業者は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助対象事業者は、補助対象事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

3 補助対象事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助対象事業の適切な遂行のために必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

4 補助対象事業者は、第1項又は第2項の契約に当たり、国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助対象事業の運営上、当該事業者でなければ補助対象事業の遂行が困難又は不適當である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

5 大臣は、補助対象事業者が前項本文の規定に違反して国土交通省からの補助金交付停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助対象事業者は大臣から求めがあった場

合はその求めに応じなければならない。

- 6 前5項までの規定は、補助対象事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助対象事業者は必要な措置を講じるものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第23条 補助対象事業者は、補助対象事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助対象事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち間接補助事業者その他の第三者の秘密情報(間接補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助対象事業者は、補助対象事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助対象事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助対象事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助対象事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も有効とする。

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

第24条 補助対象事業者は、間接補助事業者等に補助金を交付するときは、第6条から第21条までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の規定により付した条件等によって間接補助金に係る返還等があったときは、速やかに国土交通大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 補助対象事業者は、間接補助金の支払に必要な経費として第16条第1項ただし書による補助金の支払を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助事業者に支払わなければならない。

(電子情報処理組織による申請)

第25条 補助対象事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第7条の規定に基づく交付決定の変更等の申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第10条の規定に基づく補助対象事業者の変更の申請、第11条の規定に基づく補助対象事業の中止又は廃止の申請、第12条の規定に基づく状況報告、第13条の規定に基づく実績報告、第16条第2項の規定に基づく支払請求、第17条第1項の規定に基づく消費税仕入控除額の確定に伴う報告又は第20条第2項の規定に基づく財産の処分の承認申請(以下「申請等」という。)については、電子情報処理組織を使用する方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき国土交通大臣が定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

(電子情報処理組織による通知等)

第26条 大臣は、前条の規定により行われた申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(指導監督等)

第27条 大臣は、この要綱に基づく事業を行う者に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、補助対象事業の適切な実施のために必要な措置を命じ、又は必要な勧告、助言又は援助を行うことができる。

(その他必要な事項)

第28条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則

この交付要綱は、令和8年度予算から施行する。

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付を申請するに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別紙 2

補助事業		補助率等
補助対象経費の区分	内容	
廃屋撤去・再生による地方温泉地等のまちづくり支援事業	温泉街等の中心地における廃旅館等の堅牢な建築物等の撤去・減築に要する経費の一部を助成する事業に要する経費	2 / 3
	旅館等の再生に併せて行われる相乗効果の創出に資する取組(計画策定等を含む)に要する経費の一部を助成する事業に要する経費	
事務局経費	労務費、普及関連費、外注費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、物品費、事務所維持費、光熱水費、賃借料、印刷費、図書費、謝金、広告費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの(公租公課等)	間接補助事業に要する経費として交付される額の 10%を上限(消費税が発生する場合は別途対象となる。)とする。 ただし、第 8 条に基づき補助金の額を減額する変更決定がなされる場合には、補助金が減額される前の交付決定における間接補助事業に要する経費として交付される額の 10%を上限(消費税が発生する場合は別途対象となる。)とする。

注 1 : 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。

注 2 : 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第 1 4 に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

注 3 : 補助対象経費に係る消費税等のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税等相当分については、補助対象としないものとする。